

函館市医師会看護・リハビリテーション学院  
令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

2022年4月5日

現在の新型コロナウイルス感染症は今年1月ころよりオミクロン株に置き換わり猛威をふるいました。感染力が非常に強く、20歳代以下の若者が多く感染している状態です。2週間前にまん延防止重点措置が解除され、行動の規制が緩和されたところですが、感染者はここ最近になって上昇傾向に転じています。

この4月に当学院に入学される皆さんは医療従事者の卵としてリハビリテーション医学を学びます。この上で欠かせないのは感染対策の正しい知識と実践です。皆さんが目指す理学療法や作業療法士は一日に病院や各種施設で多くの患者さんと接し、治療を行います。理学療法士や作業療法が感染対策をおろそかにすると、たちまち患者さんやスタッフに感染症が広がる「院内感染」という重大な事態に発展することがあります。

このような観点から皆さんは感染対策における意識を高め、周囲の人たちが安心安全に生活できるように、各々が感染対策への意識を高く持っていただきたいと考えます。

## 1. 感染拡大防止の対策

### (1) 基本的な感染対策

- ・換気の悪い密閉空間では換気を定期的に行う。
- ・多くの人数が集まる集合空間では対面における距離を1m程度開ける
- ・間近で会話や大声を発することを控える。

以上の3つの条件が同時に重なるような場所に行くなど、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう注意する。

緊急事態宣言やまん延防止重点措置を行う感染拡大地域への不要不急の往来は行わないようにすること。

※各学年で行う実習を開始する2週間前はこういった感染対策に遵守した規定に沿って行動します。また実習施設での感染対策に関する規程を遵守してください。

### (2) 登校の可否については、その時の政府要請に基づき健康状態に問題がないことを確認した上で認めることになります。

※感染状況が悪化した場合は急遽授業形態をオンライン授業などに変更します。

### (3) 健康チェックシートを日常的に使用して体調管理をすること。

通学する際に健康状態シートにある体調不良等が現れた場合には学院(担任もしくはその他の教員)に電話連絡し、その旨を伝え、指示を仰いでください。普段にない体調不良がある場合は、無理をして登校せず、速やかに受診すること。

※上記を含め、それ以外にも不明なことがある場合は、学院に電話で連絡し担任に指示を仰いでください。

## 2. 日常の感染予防について

- (1) 30 秒程度の時間をかけて流水と石鹸を使った丁寧な手洗い、うがいに努めてください。  
また消毒用アルコール等による手指消毒を行うようにしてください。
- (2) マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、人の集まるような場所に行かないなど、感染の危険を高める行為を慎むようにしてください。
- (3) 外出(公共交通機関利用時も含む)の際は、マスクを着用し、更に手で眼、鼻、口等に触れないように意識してください。
- (4) 人と人の距離(できるだけ2m、最低1m)をとってください。
- (5) 会話する際は、可能な限り真正面を避けてください。
- (6) 不要不急の外出は避け、多くの人が集まる場所にむやみに出かけないようにしてください。
- (7) 人が多い密閉空間は感染のリスクを高めます。例えばエレベーターの使用はできるだけ控えて、階段を利用してください。
- (8) 感染が流行している地域から又は地域への移動はできるだけ控えてください。
- (9) 発病したときのために、誰とどこで会ったかをできるだけ記録を残しておいてください。

## 3. 健康管理について

- (1) 普段から栄養バランスの取れた食事と休養をよく取り、体調管理に努めてください。
- (2) 普段から「健康状態観察シート」を用い毎朝、体温を測定し、倦怠感、咳、息苦しさ、喉の痛み、嗅覚・味覚異常、胃腸症状などを自身でチェックするようにしてください。

## 4. 感染症に罹患した場合あるいは感染が疑われる場合の対応

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされるため、登校禁止となります。新型コロナウイルス感染症と診断された場合には学院まで電話連絡してください。

### (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

学生が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、完治するまで学校保健安全法第19条による出席停止(出席しなくてもよいと認めた日で欠席日数とはしない)となります。医療機関の指示に従ってください。

なお、診断が確定されず医療機関から「経過観察」を指示された場合にも、同様に登校せず医療機関の指示に従い、治療に専念してください。経過観察中は、毎日、健康観察を行い「健康状態観察シート」に記録してください。

(2) 濃厚接触の疑いや濃厚接触者となった場合。

(3) 学生が、濃厚接触の疑いのある者として保健所等から特定された場合は、「保健所に指示された期間」は出席停止としますので自宅待機してください。

出席停止期間中は、毎日健康観察を行い、「健康状態観察シート」に記録してください。

## 5. 出席停止(公欠)について

「出席停止」の取り扱いにつきましては、学生に不利益が生じないように出席停止した授業内容を補うよう各授業担当者に要請していますので、決して無理をせず療養をして完治するまで登校を見合わせてください。出席停止期間終了後、学院に登校する際は、「欠席届」とともに医療機関や薬局などの「領収書」を教員室に提出してください。

## 6. 濃厚接触の疑いのある人とは

感染者(臨床症状などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された人)が発病した日の2日前以降に接触した人のうち、次の範囲に該当する人をいいます。

- (1) 感染者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった方
- (2) 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の世話をしていた新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方
- (3) その他、手で触れることが可能な距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで「感染者」と15分以上接触があった方(患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する)

## 7. 新型コロナウイルス感染症のような症状がある場合

学生、教職員等が発熱し、のどの痛みや咳、倦怠感などがある場合は、受診し医師の指示に従って下さい。受診に際し、医療機関から出される領収書をもらい後日学院に提出する事で出席停止扱いとします。

出席停止期間中は、毎日、健康観察を行い、「健康状態観察シート」に記録してください。どのように対処すればよいかわからない場合、無理をして登校せず学院に電話連絡を行い指示に従って下さい。

## 8. 同居家族に新型コロナウイルス感染症のような症状がある場合

学生、教職員の同居する家族が発熱し、のどの痛みや咳、倦怠感などがある場合は、たとえ自身の体調はよくても登校をせず、その旨を学院まで電話連絡して下さい。同居する家族が医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症を否定できればその時点で登校することが可能です。この場合の学生は「出停」の扱いとします。

どのように対処すればよいかわからない場合、無理をして登校せず学院に電話連絡を行い指示に従って下さい。

## 9. その他

感染拡大の状況にもよりますが、学院内の授業中、急に発熱した場合には受講を中止し、帰宅して頂くことがあります。

## 10. 登校について

(1) 上記7又は8に該当する場合は、登校できません。

(2) 濃厚接触者となった場合は保健所等の指示に従ってください。その後、必ず学院に電話連絡をしてください。

(3) 必ず登校前に体温を測定してください。

発熱を伴う新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合は、登校を控えて自宅待機の上必ず学院に電話連絡をしてください。

(4) 熱がなくても倦怠感、咳、息苦しさ、喉の痛み、嗅覚・味覚異常や手指や足指の抹消部にチアノーゼ症状を認めるなど、明らかにいつもと身体状態が異なると感じた場合には登校を控え自宅待機をしてください。この場合も、必ず学院に電話連絡をしてください。電話対応する職員の都合上、連絡は午前8時00分から8時30分の間にお願いします。

登校途中や授業中に体調不良を感じた際にも速やかにその旨を申し出て職員の指示をあおいで下さい。この際に熱発を認めれば、帰宅をお願いすることがあります。

(5) 自宅に体温計を有していない者及び登校時の体調不良により体温測定を希望する方は、保健室で体温測定をしますので、必ず申し出てください。

(6) 急な受診が必要になる可能性があります。健康保険証の所在の確認をお願いします。

(7) 昼食時以外の学院内では、必ずマスクを着用してください。

なお、学院では学生にマスクの配布はしません。予備のマスクも持参してください。

(8) 学院内設置の消毒液やポンプ式のせっけんで手指衛生を心がけてください。

(9) 昼食は学生ラウンジ以外の教室、演習室等も利用し、できるだけ他人と1m以上の間隔をとるようにし、混みあった場所での食事は避けてください。

学院内に設置されている椅子や机の配置をずらさないでください。対面や近距離での食事は危険です。

- (10)エレベーターやロッカールーム、トイレなど学院内の設備使用や学院内での生活場面において常に3密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けるよう意識してください。定期的に(60分に1回、5～10分程度)教室の換気を行います。季節によっては厚手の上着を用意することをお勧めします。
- (11)感染状況が悪化している時は、授業終了後は学校に残らず速やかに帰宅するよう指示することがあります。

**【連絡先】 函館市医師会看護・リハビリテーション学院**

**電話番号 0138-43-8282**

**業務時間 月曜日～金曜 8:00～17:00(土日祝は休みとなります)**